

## 高齢者世帯リフォーム支援事業

高齢者の暮らしの安全確保や子育て世帯の住環境向上のため、市内の高齢者世帯、子育て世帯が行う持ち家住宅の改修工事などに補助します。

### ■世帯要件

65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯（世帯の構成によっては、公的年金を所得総額に含めないことがあります。）

### ■住宅要件

持ち家（マンションを含む。賃貸住宅は除く。）店舗などの併用住宅は、共用部分の床面積が延べ床面積の50%未満の場合。母屋以外の離れなど付属棟のみの工事は、補助金対象外。

### ■工事要件

次の①から⑩の一以上を行い、かつ、⑬を満たす工事（①から⑩の一以上とあわせて行う⑪又は⑫を含む。）

#### ① 高齢者用の寝室等の増築工事

寝室等とは、寝室のほか収納、便所、浴室、洗面所および廊下を含む。（以下「寝室等」という。）増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にすること。）

#### ② 高齢者用の寝室等の間取り変更工事

#### ③ 高齢者用の寝室等の内装改修工事

#### ④ 床の段差解消工事、スロープ設置工事

#### ⑤ 手すり設置工事

#### ⑥ 高齢者のために行う便所改修工事

#### ⑦ 高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事

#### ⑧ 高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事

#### ⑨ 車椅子対応型流し台設置工事

#### ⑩ その他知事が認めるバリアフリー改修工事

#### ⑪ 省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む）

#### ⑫ 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。）

#### ⑬ 補助対象工事費が30万円以上の工事

### ■施工業者

施工者が、本店の所在地を佐伯市内とする法人、又は佐伯市内に住所を有する個人であるものに限る。

### ■補助金額

工事費の20%（限度額30万円）

### ■受付期間

6月1日～6月30日

※希望者が多数の場合は、審査の上、対象者を決定します。また、交付決定金額が予算額に達した時点で当年度分の受付を終了する場合があります。

※昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の場合は、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用し、診断を受けていただきます。

## ■手続きの流れ

### 1 交付申請

#### 提出書類

- ① 佐伯市高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯員全員分の住民票
- ③ 世帯全員の市税完納証明
- ④ 工事を行う住宅の位置を明示した付近の見取り図
- ⑤ 工事の内容を示す住宅の平面図及びその他の図面
- ⑥ 工事を施工する箇所の施工前の写真及び建物全体が分かる写真並びにこれらの撮影方向を記載した概略平面図（⑤に記載した場合は、省略可）
- ⑦ 工事費の内訳書
- ⑧ 工事施工者の住民票又は法人登記事項証明書
- ⑨ 工事を行う住宅の登記事項証明書等の所有者の特定ができる書類又はその写し
- ⑩ 工事を行う住宅の売買契約書の写し（申請者が当該住宅を購入予定である場合のみ）
- ⑪ 世帯員全員の前年の収入額が分かる証明書
- ⑫ 暴力団関係者でない旨の誓約書

佐伯市から申請者の方へ

～佐伯市高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）  
受取り後着工～

### 2 完了報告（工事完了後）

#### 提出書類

- ① 佐伯市高齢者世帯リフォーム支援事業完了報告書（様式第6号）
- ② 工事に要した費用の領収書の写し
- ③ 施工途中、工事完了後の写真、工事完了後の全体写真並びにこられる撮影方向を記載した概略平面図
- ④ 当該住宅に転居後の住民票（交付申請前から居住している場合を除く）

佐伯市から申請者の方へ

～佐伯市高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）

### 3 請求

#### 提出書類

- ① 佐伯市高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第8号）

問い合わせ先：佐伯市役所 高齢者福祉課地域包括ケア係  
電話（直通） 23-6800